

発行／浦安市 都市整備部  
まちづくり事務所

平成 30 年 10 月 10 日

# まちづくりだより

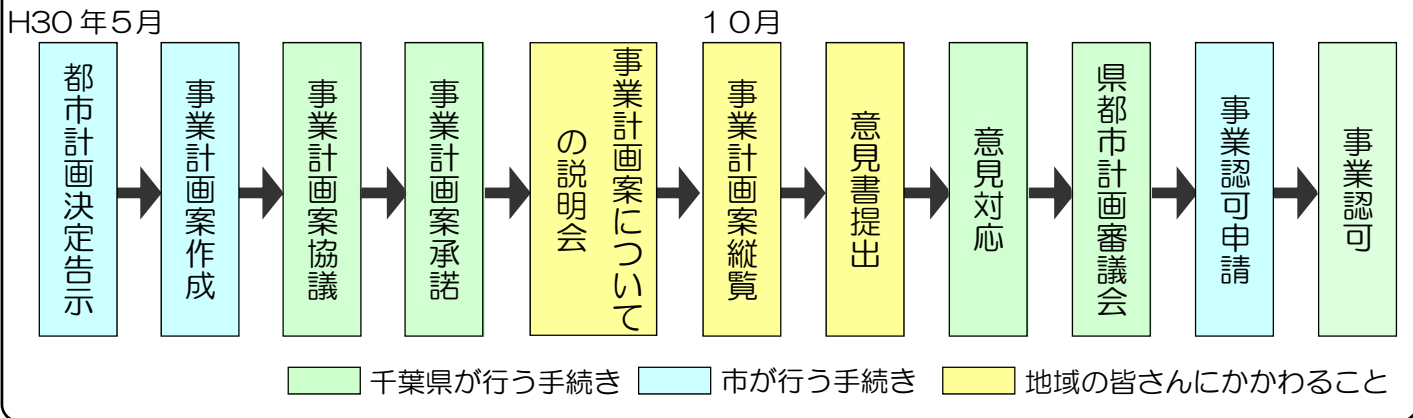
■記事：事業計画決定の手続きについて  
事業計画案等について

新中通り・猫実A地区では、まちづくり協議会での話し合いと並行して、事業スタートに向けて手続きを進めてきました。今号のまちづくりだよりでは、事業計画決定の手続きについて、事業計画案等についてお知らせいたします。

## 「猫実A地区土地区画整理事業」の事業計画決定に向けて手続きを進めていきます！

新中通り・猫実A地区では、平成 30 年 5 月 1 日に猫実 A 地区土地区画整理事業の都市計画決定を行ってから、事業計画案を作成し、事業計画決定に向け、千葉県等と関係機関協議を進めてきました。今後は、事業計画案の縦覧等の手続きを進めてまいります。

### ■事業認可手続きの流れ



## ◆事業計画案についての説明会について

### ○第9回まちづくり協議会

9月29日（土）に関係権利者の方々へ事業計画案等の内容を説明しました。

### ○地区住民説明会

猫実3・4丁目の地区住民の皆さんを対象に、事業計画案等について説明を行います。

### 地区住民説明会開催について

日 時	10月10日（水）19：00～
場 所	まちづくり事務所



■第9回協議会開催の様子

# (1)事業計画案について

事業計画において事業の基本的事項（施行地区、設計の概要、事業施行期間、資金計画）を定めます。本地区を土地区画整理事業により施行する場合には、事業計画について千葉県より認可を取得する必要があります。事業計画は縦覧等の手続きを経て決定します。

## ●猫実A地区の整備イメージについて

猫実A地区では、新中通り及び防災避難路等の整備を行い、密集市街地や住環境の改善を図ります。



①新中通り（やなぎ通りの交差点部）

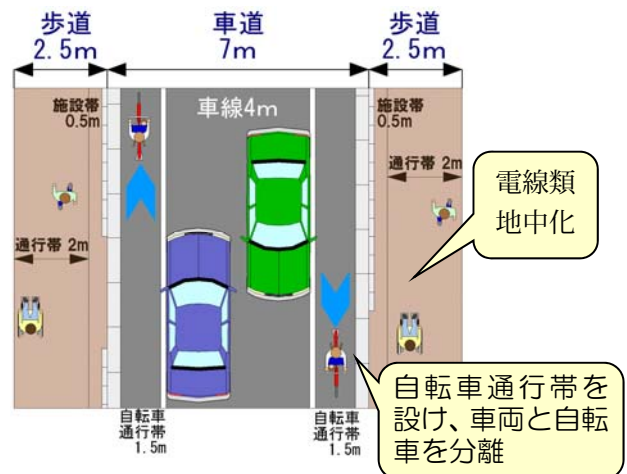


②新中通り（地区中央）

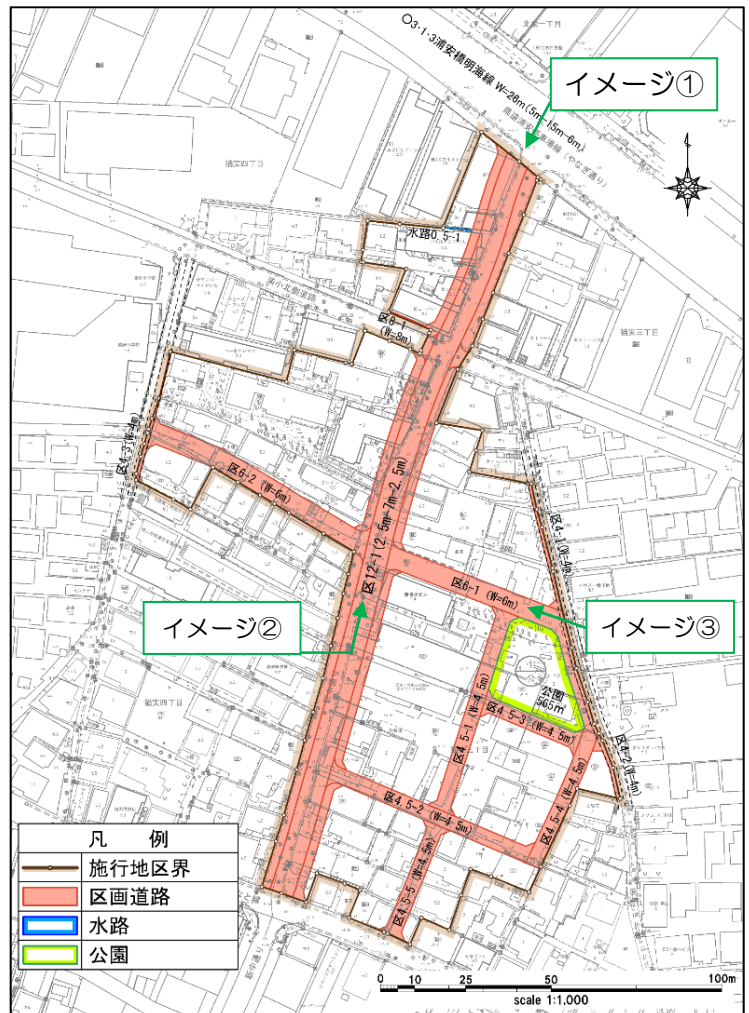


③浦安小学校につながる防災避難路

### ■新中通りの歩道と車道の幅員構成



### ■「猫実A地区土地区画整理事業」設計図案



## ■事業計画案の概要

○ 土地区画整理事業の名称：浦安都市計画事業猫実 A 地区土地区画整理事業

○ 施行者の名称：浦安市

○ 施行地区の区域：浦安市猫実三丁目及び四丁目の各一部

○ 土地区画整理事業の目的

本地区は、建替えが困難な木造住宅が密集しているとともに道路が狭く緊急車両が進入できない状況など防災面や住環境に多くの問題を抱えている。

このため、新中通りと周辺市街地の整備の中で、重点密集市街地及び未接道宅地の解消や下水道の整備等を行うことによって住環境の改善を図り、「災害に強く、安全で安心して暮らせるまちをつくる」、「堀江と猫実を結ぶ主要な生活道路（新中通り）をつくる」を目的とする。

○ 公共施設整備改善の方針

① 新中通り

- ・主要な区画道路として新中通り（幅員 12m）を地区中央の縦軸（南北方向）に配置し、歩行者・自転車の通行の安全性に配慮し、歩道（幅員 2.5m）を両側に設け、車道は 7m とし、併せて電線類の地中化を行う。

② 区画道路

- ・地区中央の東西方向の道路は幅員 6m とし、その他は幅員 4.5m を基本として、既存の道路網との接続を考慮しつつ、土地利用上適正な街区を形成するよう計画し、交差点部分には隅切りを設ける。

③ 公園

- ・幅員 6m 道路沿道に配置し、近隣住民の交流・憩いの場となるよう整地・排水・植栽等の整備を行う。

④ その他必要な付帯工事について

- ・本地区内に計画されている道路に水道管とガス管と下水管を埋設し宅地の利用増進を図る。

○ 事業施行期間

自 平成 31 年（事業計画決定公告の日）

至 平成 36 年 3 月 31 日

○ 資金計画：当事業の総事業費は、32.4 億円を見込んでいます。

○ 費用負担

- ・当事業は国庫補助事業（都市再生土地区画整理事業）として整備することから、国からの補助金として 12.3 億円を見込んでいます。国負担以外の不足分 20.1 億円は、浦安市が負担します。

## (2) 事業計画案の縦覧について

土地区画整理法第 55 条第 1 項に基づき、次の通り、事業計画案の縦覧を行います。事業計画について都市計画で定められた事項以外に関し、ご意見のある方は千葉県知事あてに意見書を提出することができます。

### ○事業計画案の縦覧

- ・ 縦覧期間 : 10月17日(水)～30日(火)まで  
8時30分～17時
- ・ 縦覧場所 : まちづくり事務所

### ○意見書の提出

- ・ 提出できる方 : 当事業に関わる利害関係者
- ・ 提出期間 : 10月17日(水)～11月13日(火)まで
- ・ 提出先 : 千葉県県土整備部市街地整備課

## (3) 施行条例について

猫実 A 地区土地区画整理事業の施行に関し、土地区画整理法第 53 条第 2 項に定める事項、その他必要となる事項を市の条例として定めます。

### ○施行条例で定める事項

- ① 土地区画整理事業の名称
- ② 施行地区に含まれる地域の名称
- ③ 土地区画整理事業の範囲
- ④ 事務所の所在地
- ⑤ 費用の分担に関する事項
- ⑥ 土地区画整理審議会並びにその委員及び予備委員に関する事項
- ⑦ 地積の決定方法に関する事項

## ○その他(建物調査について)

猫実 A 地区では移転に伴う補償費を算定するため、10月より建物等の詳細な調査を実施しています。

**事業に関する問い合わせや相談** : 浦安市 都市整備部 まちづくり事務所  
猫実3-25-10 TEL 047-382-3721 FAX 355-0911  
Email : machi@city.urayasu.lg.jp